特定行為研修の指定研修機関の指定申請をお考えの方へ

厚生労働省東北厚生局

指定研修機関の指定に係る審議は、医道審議会保健師助産師看護師分科会看護師特定行為・研修部会で原則年２回（2 月及び８月）行われます。

年度前半（4 月から 9 月まで）に研修を開始する場合は、2 月の部会において審議いたしますので前年の 11 月 30 日まで、年度後半（10 月から 3 月まで）に研修を開始する場合は、8 月の部会において審議いたしますので５月 31 日までに申請いただく必要があります。

指定研修機関の指定申請にあたっては、申請に要する事項が多岐にわたるため、必ず事前に厚生労働省東北厚生局にご相談ください。

研修開始予定時期別申請スケジュールの目安

<table>
<tr><td colspan="2">研修開始予定時期</td><td>４月から９月まで</td><td>10 月から３月まで</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">審議の対象となる指定申請書の提出期間</td><td>２月審議</td><td>８月審議</td></tr>
<tr><td>前年6月１日から 11 月 30 日まで</td><td>前年 12 月１日からその年の５月 31 日まで</td></tr>
<tr><td rowspan="8">事前相談</td><td>検討段階</td><td colspan="2">・指定研修機関の指定の検討を始められた段階から電話及びメールでの相談を受け付けています。
・必要に応じて、ご来庁頂いての相談も行っています。
※幅広く情報を把握したいため、実際に申請するかどうか不確定であっても、検討している場合はお知らせください。</td></tr>
<tr><td rowspan="7">書類作成段階</td><td colspan="2">・書類の事前確認には時間を要するため、以下の日程を目安にご相談ください。</td></tr>
<tr><td colspan="2">〇研修計画書（案）</td></tr>
<tr><td>審議する前年８月末まで</td><td>審議する年の２月末まで</td></tr>
<tr><td colspan="2">〇指定申請書（案）</td></tr>
<tr><td>審議する前年９月末まで</td><td>審議する年の３月末まで</td></tr>
<tr><td colspan="2">・書類等は電子媒体で申請書類提出用「Box」※にデータを提出してください。
・データを Box に格納後、メールにて提出した旨をご連絡ください。
・書類の事前確認後、必要に応じ追加修正を行っていただきます。</td></tr>
<tr><td>連絡先</td><td colspan="2">〒980-8426
宮城県仙台市青葉区花京院 1-1-20 花京院スクエア 13 階
東北厚生局 健康福祉部 医事課　看護指導官
TEL：022−726−9263
E-mail：tokutei-tohoku@mhlw.go.jp</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">厚生局への書類提出期限</td><td>11 月 30 日 必着（厳守）</td><td>５月 31 日 必着（厳守）</td></tr>
<tr><td colspan="2">提出先 ： 東北厚生局 健康福祉部 医事課
・指定申請書が提出期限までに整わない場合は、受理できませんのでご留意ください。
・指定申請書提出後の点検により、書類の修正や追加資料を求めることがあります。</td></tr>
<tr><td colspan="2">実地調査</td><td colspan="2">・指定研修機関の指定申請後、研修の準備状況を確認するため、申請者に対して東北厚生局がヒアリング調査又は実地調査を行います。</td></tr>
<tr><td colspan="2">指定証の交付</td><td colspan="2">・指定研修機関の指定証は厚生労働省医政局より直接当該施設へ送付されます。</td></tr>
</table>

※「Box」とは、オンライン上でデータファイルの管理・送受信を行うサービスです。データをご提出いただく際は、当局にて Box への招待を行いますので、アカウント登録していただいた上でご利用いただけます。